

平成28年度 松浦市消防職員採用試験案内

松浦市消防本部 総務課

1 試験職種、採用予定数及び受験資格

試験区分	試験職種	職務内容	採用 予定数	受 験 資 格
高校卒業 程 度	消防士	消防に 関する専 門的業務	若干名	救急救命士法の規定による救急救命士の免許を有する者で、平成2年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者
				平成4年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
				下記身体条件(※1)及び松浦市内又は通勤に便利とした隣接市町の区域内に居住できる者

※1 身体条件

身長	男性160センチメートル以上、女性150センチメートル以上
胸 囲	おおむね身長のおおむね2分の1以上
体 重	男性50キログラム以上、女性45キログラム以上
視 力	視力が両眼で0.8以上、かつ、一眼で0.5以上であること（矯正視力を含む）。赤色、青色及び黄色の色彩が識別できること。
聴 力	正常であること。
その他	松浦市消防職員の任用に関する規程第4条第3項に規定する所定の身体検査の診断項目に異常がないこと

次の各号の一つに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に該当する者
 - 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の方法

試験の種目		試 験 の 内 容
第 一 次 試 験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能についての多肢選択式による筆記試験（社会、人文及び自然に関する一般的知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能）
	適性検査 A、B	単純な計算や文字の照合、分類等の比較的簡単な問題を数多く回答する多肢選択式による筆記試験 ※ 適性検査Aは第2次試験（面接試験）の参考にします。
第 二 次 試 験	作文試験	職務遂行に必要な思考力、判断力、構成力等についての作文試験
	体力試験	消防職員として要求される体力及び持久力等について測定する
	面接試験	人柄等についての個別面接による試験
身体検査	胸部疾患の有無、その他職務遂行に必要な健康度の有無の検査（健康診断書の提出を求め、身体検査にかえます）	

3 試験の日時、場所及び発表

試験	日 時	場 所	発 表
第一次試験	平成28年9月18日(日) 入室開始 09時00分 着 席 09時40分 教養試験 10時～12時 休 憩 12時～ 12時50分 適性検査 12時50分～ 13時45分	①佐世保会場 長崎県立大学 佐世保市川下町123 TEL 0956-47-2191 ②福岡会場 パピヨン24 福岡市博多区千代1-17-1 TEL 092-633-2222 ※ 全職種とも①②両会場で受験できます。 受験申込書に試験会場を記載ください。 ※ 駐車場がありませんので公共交通機関を利用して下さい。	合格者の受験番号を平成28年10月中旬以降に市役所、各支所及び消防本部に掲示するほか、合格者に文書で通知します。 (不合格者には、通知しません。)
第二次試験については、第一次試験合格通知の際にお知らせします。			

4 受験手続き及び受付期間

受付期間	平成28年8月1日(月)から平成28年8月18日(木)までの08時30分から17時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付けません。 郵送の場合は、平成28年8月18日までの消印のあるものに限り受け付けます。
申込用紙請求先	申込用紙は、消防本部総務課、消防署各出張所及び松浦市役所政策企画課で交付します。 申込用紙を郵便で請求する際は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号/33cm×24cm)を必ず同封してください。 〒859-4507 松浦市志佐町庄野免268番地3 松浦市消防本部総務課あて
申込方法	(ア) 申込用紙には必要事項を記入し、消防本部総務課へ提出のうえ、受験票を受け取ってください。 (イ) 申込書を郵送される方は、封書(簡易書留扱い)にしてください。なお、受験票の郵便はがき欄にあて先を明記し、52円切手を必ず貼ってください。 (ウ) 申込みの際は、必ず申込書に写真を貼ってください。写真は申込前6か月以内に、帽子をかぶらないで正面から上半身を撮影したもので、本人とはっきりわかるもの(縦5.5cm、横4.5cm程度)。写真のない場合は受け付けできません。
個人情報の取扱い	申込者及び第一次試験合格者から取得する個人情報は、松浦市消防職員を採用するという目的を達成するために利用するものであり、職員採用に係る業務に必要な範囲でしか利用しません。

5 合格から採用まで

- (1) この試験の合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。採用予定日は、平成29年4月1日です。
- (2) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

6 給 与

給与は、松浦市職員の給与に関する条例に基づいて支給されます。

7 その他

採用後は、長崎県消防学校(大村市森園町)に入校し、初任科教育課程の研修があります。(入校時期は未定です。)

8 問い合わせ先及び申込書送付先

松浦市消防本部総務課 〒859-4507 松浦市志佐町庄野免 268 番地 3 TEL0956-72-1211

松浦市消防本部



～ 消防は女性でも活躍できる職場です ～

消防と聞くと「男性だけの職場」という印象を持ってはいませんか？
近年では、災害現場で活躍する女性消防職員が増えています。
現在、松浦市消防本部に女性消防職員はいませんが、昨年12月に新しい庁舎で業務を開始するにあたり、**女性専用施設を設け女性も安心して働くことができる職場環境**となっています。
住民サービスの更なる向上を目指しています。
住民の安全・安心を守る、誇りの持てる仕事、そして松浦市初の女性消防職員にチャレンジしてみませんか？

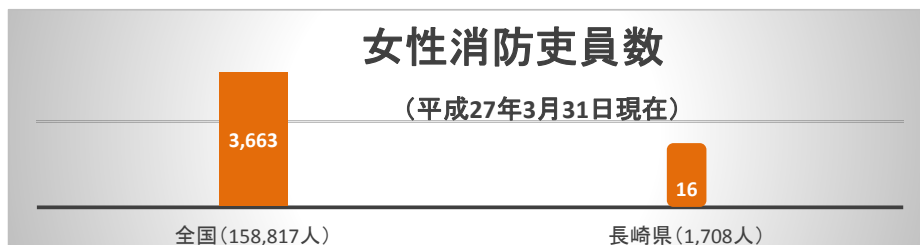
消防の業務：警防業務、救急業務、予防業務、通信等

勤務形態：毎日勤務
（午前8時30分～午後17時15分）
：交替制勤務
（午前8時30分～翌日午前8時30分）

休暇：年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（出産に係る休暇）等、育児休暇制度あり

女性の現場活動には就労制限がありますが、従事する業務に男女の差異はありません。

↑
適材適所の配置が可能



全国消防吏員の約2.4パーセントが女性消防吏員です。

【問合せ先】
松浦市消防本部 総務課庶務係
TEL:0956-72-1211